

別表（第9条関係）

区分	利用施設・附属設備	金額（円）			備考
		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	
管理棟	研修室	1,170	1,170	1,170	
	第1会議室	540	540	540	
	第2会議室	460	460	460	
	第3会議室	1,080	1,080	1,080	
	和室	670	670	670	
音楽棟	音楽室	1,000	1,000	1,000	
	ピアノ	540	540	540	
体育館	体育館ホール	2,260	2,260	2,260	舞台を含む。
	体育館ホール（個人利用）	50	50	50	卓球・バドミントン（器具の使用料を含む。）のみとし、夜間は利用できない。
	卓球台	50	50	50	
	バドミントン	100	100	100	
	バレーボール	220	220	220	
	音響装置	540	540	540	
	照明装置	540	540	540	

## 備考

- 1 市内に住所を有しない者又は市内において活動していない団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の1.5倍の額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は主として物品等の販売することを目的として利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。